



令和8年1月16日  
九州地方整備局  
山国川河川事務所

やまくにがわ

## 山国川水系山国川中上流域において「特定都市河川」

### の指定に向けた手続きに着手

～まちの魅力を未来へつなぐ、みんなで守る 流域治水の本格的実践～

大分県中津市・日田市・宇佐市・玖珠町を流れる山国川水系山国川中上流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川山国川水系山国川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。
- 今後、同法第3条第8項<sup>\*</sup>の規定に基づき、関係機関（山国川中上流域に係る大分県、中津市、日田市、宇佐市、玖珠町の長）への意見聴取を行います。  
※国土交通大臣は、第1項及び第3項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。

（添付資料）

- 別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けた山国水系山国川の特定都市河川への指定
- 別紙2 山国川水系山国川 特定都市河川と流域の概要
- 参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

#### 【問合せ先】

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所

TEL 0979-24-0571（代表）

副所長（技術）

さいしよ  
最所 敏明  
やまもと  
山本 貴之

流域治水課長

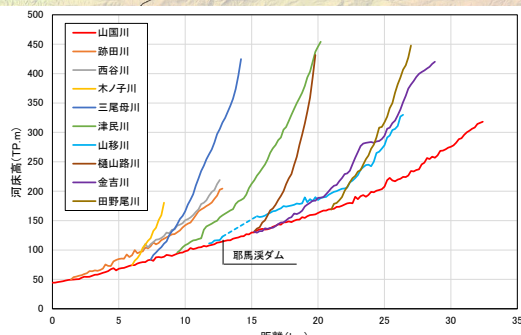
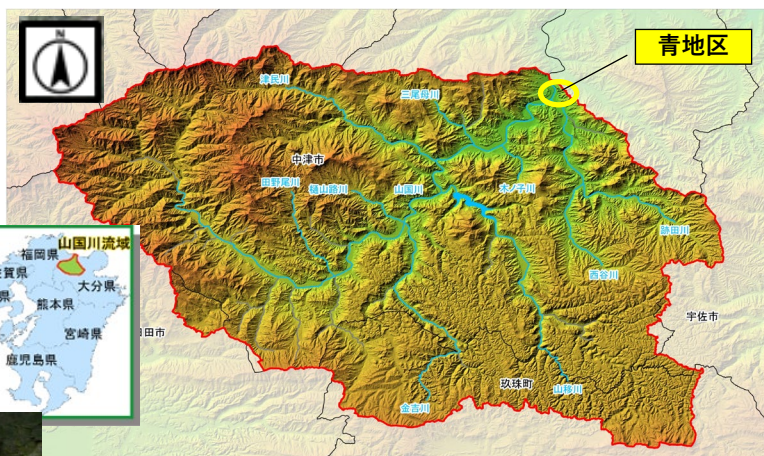
## 山国川流域の特徴

## 近年の水害、特定都市河川指定に向けた動き

・九州地方屈指の急流河川であり、河床勾配は、上中流部で1/200以上、下流部でも1/500～1/1,000程度。

・山国川流域全体の約8割が耶馬日田英彦山国定公園に指定され、川沿いは名勝耶馬溪に指定されている。豊かな観光資源を生かした観光業が盛んである。

・洪水は短時間で流下し、上中流域の山国川沿川では山水による浸水も発生。



- ①近年の降雨量の増加に伴い、H19年9月、H24年7月3日、H24年7月13～14日、R5年7月と浸水被害が頻発化している。
- ②令和5年7月10日豪雨では、耶馬溪橋を越流し、欄干が破損。

H24.7	7月3日出水では、床上浸水132戸、床下浸水62戸の浸水被害が発生。7月13日～14日にも、床上浸水125戸、床下浸水63戸の浸水被害が発生。
R2.7～R6.2	山国川流域治水協議会を設立後、気候変動に備えた流出抑制対策等の議論を重ね、令和5年5月山国川圏域流域治水協議会に名称変更し、令和6年2月流域治水プロジェクト2.0を公表。
R6.6～R7.2	特定都市河川浸水被害対策法の指定要件の見直しを踏まえ、国、大分県、中津市、日田市、宇佐市、玖珠町で「山国川特定都市河川定勉強会」を開催し、特定都市河川指定に向け検討を開始。(計9回実施)
R7.3	中津市、日田市、宇佐市、玖珠町の首長、指定に向け事前合意。
R7.8	流域住民等に、特定都市河川指定制度について説明を実施。
R8.1～	特定都市河川の指定(山国川水系山国川中上流域)に向けた手続きに着手。
R8.3	特定都市河川指定予定。



▲山国川特定都市河川指定勉強会の状況



▲流域治水協議会の状況



▲流域住民説明会の状況

## 法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践 ※検討中

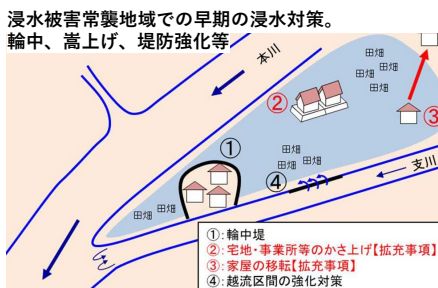
### 【流域水害対策計画の方向性】

○自然条件等の理由により、大規模な河道掘削等が困難となっている。特性等を踏まえ「特定都市河川流域全体」で安全度の向上を図る。

- 急勾配の地形による急激な雨水流出に伴う水害の助長。
  - ①河川整備に加え、既設ダムの活用、家屋移転、堤防強化等による浸水対策。
  - ②雨水貯留施設やため池や田んぼダム等を活用した雨水貯留対策。
  - ③貯留機能保全区域の指定等、土地利用により被害対象を増やさない取組。
  - ④雨水浸透阻害行為の許可に基づく、雨水の流出抑制。
- 流下能力の不足に加え、一部の橋梁において流木等が閉塞し、河川水位が大幅に上昇、水害被害が拡大。
  - ⑤砂防施設や森林整備、治山対策、流木捕捉施設の整備。

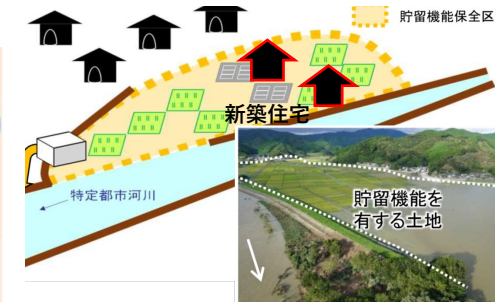
### ①浸水対策 「流域治水整備事業等の活用」

浸水被害が常習化している地域で「流域治水整備事業」等を活用することで、輪中堤、宅地嵩上げ、移転等により、早期に浸水被害の防止・軽減をはかる。



### ③貯留機能保全区域指定制度

住宅地近隣の田畑など、貯留機能を持つ土地で、盛り土や宅地開発が行われた場合、お住いの方々の家々の浸水被害につながるため貯留機能を有する土地を保全するための指定制度。



### ②雨水貯留施設イメージ



### ⑤治山対策イメージ



### ⑤流木捕捉施設イメージ



▲平成24年7月豪雨(平田地区の浸水状況)



▲令和5年7月豪雨(耶馬溪橋を越流)

河川整備に加え、特定都市河川指定により、豊かな観光資源などのまちなみの魅力を未来へつなぐため、流域のあらゆる関係者みんなで守る「流域治水」の実践に取り組む

### 【特定都市河川指定】法的枠組みを活用し流域全体での浸水被害対策を推進。

- ・「流域水害対策計画」の策定。法定計画により浸水被害対策を推進。
- ・雨水浸透阻害行為の許可による流域全体で流出量を増やさない取組の推進。

# 山国川水系山国川等の特定都市河川と流域の概要

## 山国川と特定都市河川及び特定都市河川流域図（予定）



- 凡例
- 特定都市河川流域界
  - 特定都市河川
  - 市町村界
  - 市町村役場（支所）

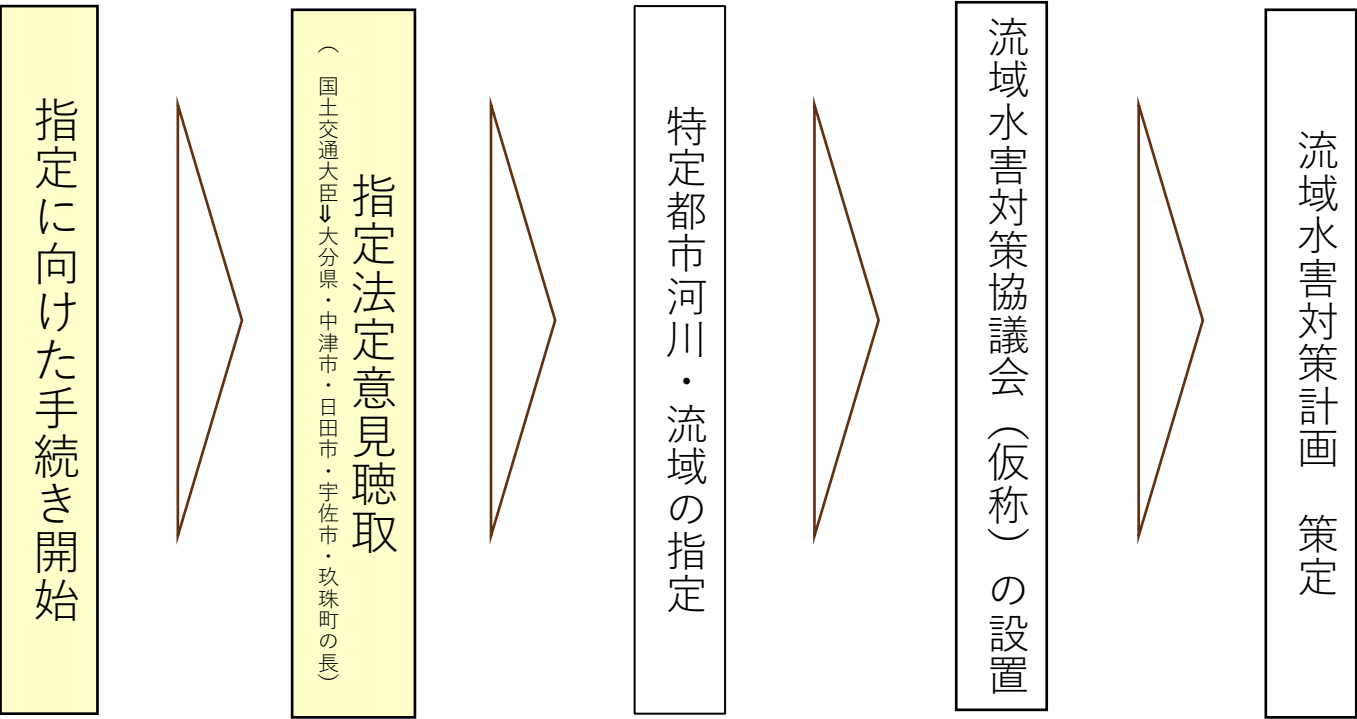


**特定都市河川指定河川**  
 山国川水系山国川等 計 10河川  
**特定都市河川指定流域面積** 約 437 km<sup>2</sup>  
 流域には、中津市の一部、日田市の一部、宇佐市の一部、玖珠町の一部を含む。

## 今後の予定

令和 8 年 1 月

令和 8 年 3 月  
(予定)



## 指定する河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
山国川	左岸 大分県中津市山国町槻木字森本百二十九番四地先	耶馬溪橋
	右岸 大分県中津市山国町槻木字屋形百七十三番一地先	
跡田川	左岸 大分県中津市本耶馬溪町東谷字岩下四千六百五十六番二地先	山国川への合流点
	右岸 大分県中津市本耶馬溪町東谷字松山四千七百三十三番地先	
西谷川	左岸 大分県中津市本耶馬溪町西谷字堂ノ鼻四千九百九番二地先	跡田川への合流点
	右岸 大分県中津市本耶馬溪町西谷字堀田三千八百三番一地先	
木ノ子川	大分県中津市耶馬溪町大字戸原字宮ノ谷四百二十九番一地先	山国川への合流点
三尾母川	左岸 大分県中津市耶馬溪町大字福土字渡り瀬千四百四十一番地先	山国川への合流点
	右岸 大分県中津市耶馬溪町大字福土字岩ノ本五百四番地先	
津民川	左岸 大分県中津市耶馬溪町大字川原口字小屋ノ原九百九十八番地先	山国川への合流点
	右岸 大分県中津市耶馬溪町大字川原口字向イ田千五百八十八番地先	
山移川	左岸 大分県玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五千三百六十六番二地先	山国川への合流点
	右岸 大分県中津市耶馬溪町大字深耶馬字横井場千八百十一番一地先	
樋山路川	左岸 大分県中津市耶馬溪町大字樋山路字唐ノ原千六百五十八番地先	山国川への合流点
	右岸 大分県中津市耶馬溪町大字樋山路字北平九百七十九番地先	
金吉川	大分県玖珠郡玖珠町大字古後字袖ノ木百五十七番地先の取水堰	山国川への合流点
田野尾川	左岸 大分県中津市山国町中摩字中繩手千四番一地先	山国川への合流点
	右岸 大分県中津市山国町中摩字中繩手千八番地先	

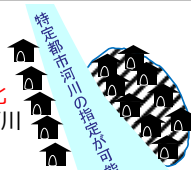
### 概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

### 特定都市河川の指定対象


**市街化の進展**

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川




**自然的条件等**

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



**狭窄部、景勝地の保護等**

ため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



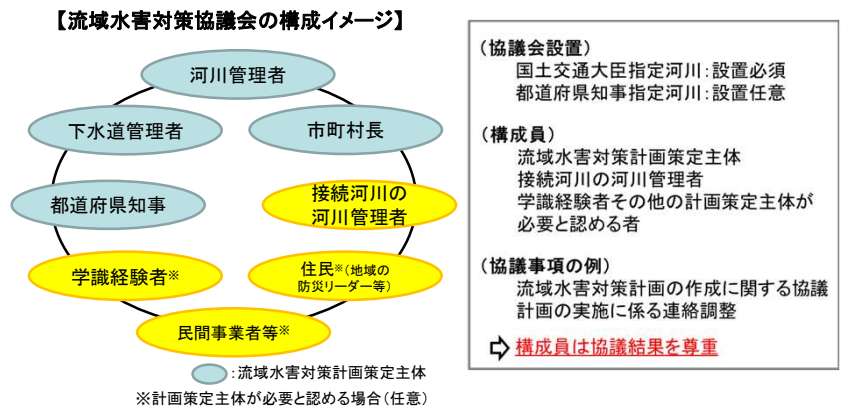
### 流域治水の計画・体制の強化

**特定都市河川の指定**  
全国の河川へ指定拡大

**流域水害対策協議会の設置**  
計画策定・対策等の検討

**流域水害対策計画 策定**  
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

**関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践**



### 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

#### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

#### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ $30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度  
国有地の無償貸付又は譲与ができる



雨水貯留浸透施設の例



#### 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

#### 保全調整池の指定

100 $\text{m}^3$ 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

#### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

#### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ